

越前市金華山グリーンランド
指定管理者 業務仕様書

令和 8 年 8 月

越前市環境農林部 農林整備課

目 次

1	目的	4-3
2	指定管理者の業務	
(1)	指定管理者の履行体制に関する事項	4-3
ア	管理運営体制	4-3
イ	個人情報の保護・管理	4-3
ウ	守秘義務	4-3
エ	環境配慮体制	4-3
オ	事故への対応	4-3
(2)	本業務の内容	4-4
ア	施設の利用に関する業務	4-4
イ	施設の維持管理	4-4
ウ	施設運営に関する業務	4-6
エ	その他の業務	4-6
(参考)	備品一覧表	4-8

1 目的

越前市金華山グリーンランド指定管理者業務仕様書は、越前市森林総合利用施設設置及び管理条例(平成17年越前市条例第148号。以下「条例」という。)及び同施行規則並びに越前市金華山グリーンランド指定管理者募集要項に定めるもののほか、指定管理者が行う業務（以下「本業務」という。）の詳細について定めることを目的とする。

2 指定管理者の業務内容

本業務の履行に当たっては、関係法令を遵守し、職務に必要な知識を持ち、利用者等に安心感・信頼感・満足感を与えるように留意すること。

(1) 本業務の履行体制に関する事項

指定管理者は、次の諸規定及び本業務を適切に履行する体制を整備すること。

ア 管理運営体制

本業務の履行に当たっては、次のとおり人員を配置すること。

(ア) 管理運営業務に支障がない勤務体制とし、本業務を円滑に行うため現場責任者を施設に1名以上配置すること。現場責任者が常駐しない場合は、利用者への対応や防犯が確実に行われるとともに、利用者や越前市と連絡を取れる体制を整えること。

(イ) 災害が発生した場合及び災害が発生する恐れがある場合には、越前市の指示に従える体制をとること。また、緊急時及び災害時における対応については、越前市の指示によるほか、管理区域内の点検・対策等を実施すること。

イ 個人情報の保護・管理

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の関係法令の規定を遵守すること。

ウ 守秘義務

指定管理者は、業務上知り得た内容を第三者に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならないものとする。指定管理期間が終了した後も同様とする。

エ 環境配慮体制

指定管理者は、環境に配慮した取組をすること。

オ 事故への対応

(ア) 予防段階

指定管理者は、事故の発生時等に備えて、救急対応、応急処置、医療機関・従事員の家族への連絡など、対処方法を明記した事故対応マニュアルを作成し、越前市に提出するとともに、従事員への周知徹底及び必要な研修を実施すること。

(イ) 発生時又は発生する恐れがある段階

指定管理者は、直ちに現場へ急行し、利用者の安全・安心を第一に、応急処置など迅速な対応を行うとともに、直ちに関係機関に通報し越前市に報告するほか、越前市と協力して原因究明にあたるものとする。

(2) 本業務の内容

本業務は、原則として、次に掲げる内容とする。また、実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

ア 施設の利用に関する業務

- (ア) 開館時間、使用時間、使用区分及び休館日の掲示
- (イ) 施設、設備、備品などの利用に関する掲示及び説明
- (ウ) 施設予約の受付、取消し、変更等の管理及び調整
- (エ) 使用許可申請書等の受付及び許可書の発行
- (オ) 使用等の不許可、使用許可等の取消し
- (カ) 使用料の徴収及び金融機関への納付
- (キ) 利用者数等のカウント、分析及び報告
利用者数について適切にカウントを行うとともに、市内外の別、年齢区分（大人、子ども）、施設別の利用状況等の観点から分析を行うこと。分析結果については、月ごとに整理し報告すること。
- (ク) 指定管理者以外の催事主催者等への協力
指定管理者以外の者が行う催事や事業等について、協力を行うこと。
ボランティア活動に対して協力及びサポートを行うこと。
- (ケ) 広報
施設利用者や指定催事参加者の拡大に向けて、パンフレットの作成及び配布並びにホームページ、SNS等の作成及び運用等により広報活動を行うこと。
また、指定管理者の提案により、施設の愛称等を設定することができる。ただし、広報物、掲示物等に表記の不一致が生じないように留意すること。

イ 施設の維持管理

施設の維持管理にあたっては、施設利用者が安全かつ快適に利用できるよう、常に良好な状態を保つよう努めること。施設の清掃及び保守管理は、景観の維持や衛生面の確保等に加え、不法投棄の防止及び犯罪防止にも繋がるため、丁寧な対応に努めること。

- (ア) 巡視及び清掃
施設内巡視及び清掃を行い、施設の安全、衛生、機能及び防犯が確保されるよう努め、不具合等が発生した場合は、必要な措置を施すとともに、不具合等の発見及び措置内容を記録すること。
- (イ) 草刈り、側溝清掃等
主な実施区域は、管理区域内における施設周辺、施設間の道路及び遊歩道とする。ただし、定めのない区域も必要に応じ実施するよう努めること。

実施内容	目安頻度	備考
草刈り つる切り	随時 (参考時期：6～10月)	必要に応じて、日常的に実施すること。
側溝清掃	年2回	必要に応じて、随時実施す

倒木処理 雪害処理等	(参考時期：11月及び3月)	ること。
池清掃	年1回 (参考時期：7月)	対象は自己水源（湧水）周辺の池とし、ため池は対象外とする。
遊歩道清掃、簡易補修	年1回 (参考時期：7月)	利用者の安全確保の観点から、必要に応じて随時実施すること。

(ウ) 上下水道施設、電気工作物の管理

自己水源（湧き水）のうち段田清水は、飲料水として適切に利用できる水質基準の確保に努め、年1回以上水質検査を実施することとし、検査結果を市へ報告すること。

排水施設は、当施設及び周辺の水環境の保全及び衛生面を確保するため、水質基準を満たすよう管理すること。

電気工作物は、施設の安定的な運用を支える重要な設備であるため、関連法令を遵守し、安全性及び信頼性を確保するよう適切に保守管理・点検を行うこと。

各施設の管理内容、頻度は、下記のとおりとする。

対象施設	管理内容	備考
給水施設 貯水施設 2箇所 圧送施設 1箇所	水質検査 年1回	その他の検査、管理及び清掃は、必要に応じ適切に実施し、施設の衛生及び安全を確保すること。
排水施設 合併浄化槽 (170人槽・25人槽)	保守点検 汲取り 法定検査	法令に基づき適切に実施すること。

(エ) 建物の管理

各建物の用途に応じ、安全かつ快適に利用できるよう必要な保守点検及び管理を行うこと。

A 建築物の戸締り

B 建築設備保守点検

電気、消防設備等の保守点検を実施するとともに、補修を要する場合は、速やかに処置を行うこと。

C 換気設備保守点検

D 非常用照明装置の点検、保守管理

E 給水設備及び排水設備の点検、保守管理

F 入浴施設の点検、保守管理

G 消防設備の点検、保守管理

H 降雪期の雪囲い

(オ) 施設等の修繕及び改修等

施設、設備機器及び備品等の小規模修繕については、原則として年額30万円までは、指定管理者が費用負担すること。

指定管理者は、越前市との協議により、指定管理委託料以外の経費で施設、設備機器等の修繕、改修等ができるものとする。この場合、新たに設置又は整備する場合の施設、設備機器等について、指定管理期間終了後は、原状復旧を原則とするが、越前市との協議により、越前市に帰属させることも可能とする。

(カ) 備品等の管理及び帰属等

指定管理者は、越前市との協議により、本業務に必要な備品等を指定管理委託料で購入できるものとし、当該備品は越前市に帰属する。その他、指定管理者は、越前市との協議により、指定管理委託料以外の経費で備品等を購入その他の方法により調達し、当該備品を本業務の実施に供することができるものとし、指定管理期間終了後は、当該備品等を撤去するものとする。なお、越前市との協議により、市に帰属させることも可能とする。

(キ) 光熱水費、通信費等の支払い

運営上必要となる燃料費、光熱水費、手数料及び通信費等の支払いを行うこと。

(ク) 残雪の除雪

ウ 施設運営に関する業務

(ア) 事業計画書等の作成・提出

次年度の事業計画書及び収支計画書を越前市が指定する期日までに作成し、越前市に提出すること。なお、作成にあたっては、越前市と調整を図ること。

(イ) 利用状況等の把握

営業日の施設利用及び催事事務、自主事業の利用状況等、今後の運営に必要な情報を把握し、報告すること。

(ウ) 報告書等の提出

本業務の実施状況に関する報告書等を提出すること。なお、各報告書の主な報告事項、様式、期間については、越前市と協議の上定めることとする。

エ その他業務

(ア) 苦情等への対応

利用者からの苦情や、利用者間のトラブル等の発生時には、速やかに対応すること。

(イ) 拾得物の取扱い

拾得物について、関係法令に基づき、適切な対応をすること。

(ウ) 指定管理者による管理運営についての表示

当該施設が指定管理者により管理運営されていることを示すため、屋外からでも確認できる場所に指定管理者の名称、連絡先を表示しておくこと。

(エ) 地元や各活動団体等と連携した施設の利用増加及び管理体制の取組を行うこと。

- (オ) 開館時間及び休館日を協議により決定後、変更する場合は市長の承認を受けること。
- (カ) 越前市の環境方針・目標に沿って業務を行うこと。
- (キ) その他市長が管理上必要と認める業務

(参考) 備品一覧表

備品番号	取得日	品名	規格
12245	1996/3/29	応接セット	テーブル1・木製イス5・丸太イス1
12248	1996/3/29	応接セット	テーブル1・木製イス5・丸太イス1
12249	1996/3/29	応接セット	テーブル1・木製イス5・丸太イス1
12250	1996/3/29	応接セット	テーブル1・木製イス5・丸太イス1
12833	1996/3/29	食器戸棚	W590×D295×H1860
12836	1996/3/29	食器戸棚	W590×D295×H1860
12837	1996/3/29	食器戸棚	W590×D295×H1860
12840	1996/3/29	食器戸棚	W590×D295×H1860
13204	2004/3/26	冷蔵庫	ナショナル NR-C372M
13205	2004/3/26	冷蔵庫	ナショナル NR-C372M
13206	2004/3/26	冷蔵庫	ナショナル NR-C372M
13217	2001/3/27	I Hヒーター（電気コンロ）	日立 3口 HT-RB3
13218	2001/3/27	I Hヒーター（電気コンロ）	日立 3口 HT-RB3
13224	2007/3/30	電気炊飯器	象印NS - SH18
13227	2007/3/30	電気炊飯器	象印NS - SH18
13247	2010/4/1	テレビ	オリオン製22型液晶テレビ LD22V-ED1
13249	2010/4/1	テレビ	オリオン製22型液晶テレビ LD22V-ED1
13251	2010/4/1	テレビ	オリオン製22型液晶テレビ LD22V-ED1
13252	2010/4/1	テレビ	オリオン製22型液晶テレビ LD22V-ED1
13253	2010/4/1	テレビ	オリオン製22型液晶テレビ LD22V-ED1
13256	1979/5/24	放送設備	ナショナル パナアンプ 30RS
13496	2001/3/28	物置	イナバ MBW-40
13497	2001/3/28	物置	イナバ MBW-48H
27641	2012/6/20	I Hヒーター（電気コンロ）	三菱 I Hクッキングヒーター（CS-G29CS20A）
27703	2012/7/18	電子レンジ	パナソニックオープンレンジ（NE-T153）
29555	2013/6/28	冷蔵庫	パナソニック（NR-B175W-W）
29556	2013/6/28	I Hヒーター（電気コンロ）	三菱電機（CS-G29CS20A）
36240	2015/1/13	テレビ	オリオン製22型液晶テレビ LD22V-ED1